

第15号議案

蒲郡市子ども医療費助成条例等の一部改正について

蒲郡市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和8年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

マイナ保険証によるオンライン資格確認を導入するため提案する。

蒲郡市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(蒲郡市子ども医療費助成条例の一部改正)

第1条 蒲郡市子ども医療費助成条例（平成14年蒲郡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部は改正部分)

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、次に掲げる要件を備えた者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。<u>ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</u></p> <p><u>ア 6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者であって、蒲郡市心身障害者医療費助成条例（平成18年蒲郡市条例第17号）又は蒲郡市母子家庭等医療費助成条例（昭和53年蒲郡市条例第20号）の規定による医療費の助成を受けることができるもの</u></p> <p><u>イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者であって、蒲郡市精神障害者医療費助成条例（平成7</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、次に掲げる要件を備えた者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 <u>（小学校就学の始期から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、蒲郡市心身障害者医療費助成条例（平成18年蒲郡市条例第17号）若しくは蒲郡市母子家庭等医療費助成条例（昭和53年蒲郡市条例第20号）の規定による医療費の助成を受けることができるもの又は15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、蒲郡市精神障害者医療費助成条例（平成7年蒲郡市条例第6号）第2条第1項第2号の</u></p>

年蒲郡市条例第6号) 第2条第1項第2号の規定による医療費の助成を受けることができるもの

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

(受給者証の提示)

第6条 前条の規定により受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、第4条第1項の規定による医療費の助成を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)について診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。ただし、受給者証の提示に代えて、医療を受けようとする子どもの個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を用いて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

規定による医療費の助成を受けることができるものを除く。)であること。

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

(受給者証の提示)

第6条 前条の規定により受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、第4条第1項の規定による医療費の助成を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)について診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。

(蒲郡市母子家庭等医療費助成条例の一部改正)

第2条 蒲郡市母子家庭等医療費助成条例(昭和53年蒲郡市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部は改正部分)

改正後	改正前
<p>(受給者証) 第3条 (略) 2 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療担当者等」という。)において医療を受けようとするときは、当該医療担当者等に受給者証を提出しなければならない。<u>ただし、受給者証の提示に代えて、受給者の個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を用いて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により医療担当者等が資格情報を取得し、及び閲覧することができるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(受給者証) 第3条 (略) 2 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療担当者等」という。)において医療を受けようとするときは、当該医療担当者等に受給者証を提出しなければならない。</p>

(蒲郡市心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第3条 蒲郡市心身障害者医療費助成条例(平成18年蒲郡市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部は改正部分)

改正後	改正前

(心身障害者医療費受給者証)

第6条 (略)

2 受給者は、前条第1項の規定による医療費の助成を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)について診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。ただし、受給者証の提示に代えて、受給者の個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を用いて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができるときは、この限りでない。

(心身障害者医療費受給者証)

第6条 (略)

2 受給者は、前条第1項の規定による医療費の助成を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)について診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中蒲郡市子ども医療費助成条例第2条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。